

「和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」のあらまし

安全で快適なまちをめざし

◆モータリゼーションの進展

今、モータリゼーションは着実に進展しており、市街地における「駐車場不足」などの交通問題が深刻化しています。

◆市民生活への影響

市街地での慢性的な交通混雑は、都心部の商業停滞の一因となっているばかりでなく、路上駐車を原因とする交通事故も年々増加しているなど市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

◆原因者負担の考えから

安全で快適なまちづくりを目指す本市では、少しでもこれらを改善するため、今後新たに建築される大規模な建物に対して駐車施設の設置を義務づける条例を制定し、平成5年5月から適用しています。

対象となる建物と基準

◆銀行や百貨店などの**特定用途**の建物は

1,000㎡を超える建物が対象となります。

◆共同住宅などの**非特定用途**の建物は

2,000㎡を超える建物が対象となります。

◆混合用途の建物は

特定用途の部分に**非特定用途**の部分の2分の1を合計した面積が1,000㎡を超えると対象になります。

◆緩和措置

6,000㎡以下の建物や10,000㎡を超える事務所系の建物は、それぞれの規模に応じて設置台数の緩和措置が適用になります。

◆隔地駐車の特例

駐車場の位置は原則的に建物内かその敷地内としますが、次のように建物の構造上や交通安全上好ましくない場所と認められる場合には、特例として概ね200m以内に、これに替わる駐車場を設けることができます。

○建物の構造上、駐車場の設置が極めて困難な場合。

○道路の交差点や横断歩道等で自動車の出入口を設けることが禁止されている場合など。

どのくらいの駐車施設が必要なのでしょう

◆具体的に計算してみると……

◎**特定用途**で延べ床面積が1,000㎡～6,000㎡の場合

| 延べ床面積 | 台数 | 延べ床面積 | 台数 | 延べ床面積 | 台数 |
|----------|----|----------|----|----------|----|
| 1,000㎡まで | 0 | 2,750㎡まで | 14 | 4,500㎡まで | 28 |
| 1,125㎡まで | 1 | 2,875㎡まで | 15 | 4,625㎡まで | 29 |
| 1,250㎡まで | 2 | 3,000㎡まで | 16 | 4,750㎡まで | 30 |
| 1,375㎡まで | 3 | 3,125㎡まで | 17 | 4,875㎡まで | 31 |
| 1,500㎡まで | 4 | 3,250㎡まで | 18 | 5,000㎡まで | 32 |
| 1,625㎡まで | 5 | 3,375㎡まで | 19 | 5,125㎡まで | 33 |
| 1,750㎡まで | 6 | 3,500㎡まで | 20 | 5,250㎡まで | 34 |
| 1,875㎡まで | 7 | 3,625㎡まで | 21 | 5,375㎡まで | 35 |
| 2,000㎡まで | 8 | 3,750㎡まで | 22 | 5,500㎡まで | 36 |
| 2,125㎡まで | 9 | 3,875㎡まで | 23 | 5,625㎡まで | 37 |
| 2,250㎡まで | 10 | 4,000㎡まで | 24 | 5,750㎡まで | 38 |
| 2,375㎡まで | 11 | 4,125㎡まで | 25 | 5,875㎡まで | 39 |
| 2,500㎡まで | 12 | 4,250㎡まで | 26 | 6,000㎡まで | 40 |
| 2,625㎡まで | 13 | 4,375㎡まで | 27 | | |

◎**特定用途**で延べ床面積が6,000㎡を超える場合

延べ床面積÷150㎡＝台数

◎**非特定用途**で延べ床面積が2,000㎡～6,000㎡の場合

| 延べ床面積 | 台数 | 延べ床面積 | 台数 | 延べ床面積 | 台数 |
|----------|----|----------|----|----------|----|
| 2,000㎡まで | 0 | 3,500㎡まで | 5 | 5,000㎡まで | 10 |
| 2,300㎡まで | 1 | 3,800㎡まで | 6 | 5,300㎡まで | 11 |
| 2,600㎡まで | 2 | 4,100㎡まで | 7 | 5,600㎡まで | 12 |
| 2,900㎡まで | 3 | 4,400㎡まで | 8 | 5,900㎡まで | 13 |
| 3,200㎡まで | 4 | 4,700㎡まで | 9 | 6,000㎡まで | 14 |

◎**非特定用途**で延べ床面積が6,000㎡を超える場合

延べ床面積÷450㎡＝台数

※混合用途の建築物の場合は、上の表では算出できません。

※台数の算定の際、小数点以下の端数は切り上げます。

1台あたりの駐車スペースは

| 種別 | 駐車マスの大きさ | 附置すべき割合 |
|---------------------------|------------|-------------------|
| ①一般的な乗用車のための駐車スペース(5ナンバー) | 2.3×5.0m以上 | 90% |
| ②普通車のための駐車スペース(3ナンバー) | 2.5×6.0m以上 | 10% |
| ③車イス利用者のための駐車スペース | 3.5×6.0m以上 | 各建物1台以上、また台数は②の内数 |

※**特定用途**とは……白自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令第18条に定められたものをいいます。

具体的には、

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、及び工場をいいます。

※**非特定用途**とは……自動車の駐車需要を生じさせる程度の小さい用途で特定用途以外の共同住宅等をいいます。

※**延べ床面積**とは……建築物の総延べ床面積から、駐車施設部分の面積を除いた面積をいいます。

◆お問い合わせ先

和歌山市役所都市計画部建築指導課

電話 073-435-1100